平成２４年（再イ）第７７号
仙台市泉区南光台東３丁目14番７号
再生債務者　千葉　孝雄
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　平成25年１月４日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成25年１月７日
仙台地方裁判所第４民事部

平成２４年（再イ）第１５号
栃木県那須郡那須町大字高久乙2725番地177
再生債務者　平野　寛史
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　平成25年１月４日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成25年１月７日
宇都宮地方裁判所大田原支部

平成２４年（再イ）第４９号
川崎市麻生区片平８丁目９－３　レオパレス21パセオ栗平209、住民票上の住所福島県福島市宮代字植田前12番地の21
再生債務者　宍戸　則夫
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　平成25年１月４日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成25年１月７日
横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２４年（再イ）第２９号
金沢市車町59番地
再生債務者　國田　大樹
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　平成25年１月４日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成25年１月７日　金沢地方裁判所

平成２４年（再イ）第１５号
愛知県豊川市西豊町３丁目23番地の６
再生債務者　福田　健次
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　平成25年１月４日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成25年１月７日
名古屋地方裁判所豊橋支部

平成２４年（再イ）第３５号
三重県津市雲出長常町858番地４
再生債務者　坪井　年明
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　平成25年１月４日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成25年１月７日　津地方裁判所再生係

平成２４年（再イ）第９号
広島県呉市音戸町波多見10丁目12番30号
再生債務者　濱本　晃
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　平成25年１月４日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成25年１月７日　広島地方裁判所呉支部

平成２４年（再イ）第３３号
徳島県吉野川市川島町桑村633番地39
再生債務者　吉田　真也
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　平成25年１月４日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成25年１月７日　徳島地方裁判所民事部

独立行政法人都市再生機構公告

独立行政法人都市再生機構西日本支社公告第14号
大阪都市計画事業大阪駅北大深東地区土地区画整理事業に係る下記の者に対する土地区画整理法（昭和29年法律第119号）第103条第１項の規定により通知する換地処分の通知については、送付すべき場所を確知することができなかったため、同法第133条第１項の規定により、その内容を下記のとおり公告する。
平成 25 年１月 21 日
大阪都市計画事業
大阪駅北大深東地区土地区画整理事業
施行者　独立行政法人都市再生機構
西日本支社長　大西　誠

記

権利者氏名　吉原　豊
権利者住所　大阪市南区末吉橋通二丁目33番邸
権利者氏名　河野　ノブ
権利者住所　大阪市東区北浜三丁目20番邸
権利者氏名　岡西勝三郎
権利者住所　大阪市南区塩町通一丁目25番邸
従前の土地
所　在　大阪市北区大深町319番１
地　目　鉄道用地
登記簿地積　1131㎡
基準地積　1284.24㎡
所有権以外の権利又は処分の制限　甲２番所有権移転仮登記、甲３番所有権移転仮登記
権利価額　133,692,580円
換地処分後の土地
街区番号　３街区
所　在　大阪市北区大深町212番
地　目　宅地
地　積　75.29㎡
所有権以外の権利又は処分の制限　甲２番所有権移転仮登記、甲３番所有権移転仮登記
権利価額　133,625,940円
清算金額　66,640円
（教示）
1　この通知に係る処分について不服があるときは、この通知があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に国土交通大臣に審査請求することができます。（審査請求の記載事項は、行政不服審査法（昭和37年法律第160号）第15条に規定されています。）
2　この通知に係る処分について不服があるときは、この通知があったことを知った日の翌日から起算して６か月以内に独立行政法人都市再生機構を被告として、処分の取消しの訴えを提起することができます。
3　上記１の審査請求をした場合においては、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して６か月以内に独立行政法人都市再生機構を被告として、処分の取消しの訴えを提起することができます。
以　上

権利者氏名　吉原　勝
権利者住所　大阪市南区末吉橋通二丁目33番邸
従前の土地
所　在　大阪市北区大深町319番１
地　目　鉄道用地
登記簿地積　1131㎡
基準地積　1284.24㎡
所有権以外の権利又は処分の制限　甲２番所有権移転仮登記、甲３番所有権移転仮登記
権利価額　133,692,580円
換地処分後の土地
街区番号　３街区
所　在　大阪市北区大深町212番
地　目　宅地
地　積　75.29㎡
所有権以外の権利又は処分の制限　甲２番所有権移転仮登記、甲３番所有権移転仮登記
権利価額　133,625,940円
清算金額　66,640円
（教示）
1　この通知に係る処分について不服があるときは、この通知があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に国土交通大臣に審査請求することができます。（審査請求の記載事項は、行政不服審査法（昭和37年法律第160号）第15条に規定されています。）
2　この通知に係る処分について不服があるときは、この通知があったことを知った日の翌日から起算して６か月以内に独立行政法人都市再生機構を被告として、処分の取消しの訴えを提起することができます。
3　上記１の審査請求をした場合においては、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して６か月以内に独立行政法人都市再生機構を被告として、処分の取消しの訴えを提起することができます。
以　上

税理士証票無効公告

平成24年12月26日までに、それぞれの届出があった次の税理士証票は、事故発生の日以後は無効とする。
平成 24 年 12 月 26 日　日本税理士会連合会

登録番号	氏　名	税理士証票交付番号	亡失年月日
20691	瀧川　侃佑	155917	24. 11. 1
24220	笠原美都子	263590	24. 11. 29
26400	辻　邦宏	202481	24. 11. 24
26672	篠崎　榮子	264947	24. 12. 5